平成10年(行ケ)第370号 審決取消請求事件

判 決 触媒化成工業株式会社 代表者代表取締役 [A]訴訟代理人弁理士 [B]同 [C]同 [D]宇部日東化成株式会社 被 代表者代表取締役 [E][F] 訴訟代理人弁理士 文

- 1 特許庁が平成9年審判第5425号事件について平成10年9月30日にした審決を取り消す。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。

実

- 第1 原告が求める裁判 主文と同旨の判決
- 第2 原告の主張
 - 1 特許庁における手続の経緯

被告は、名称を「シリカ粒子の製造方法」とする特許第2529062号発明(平成4年7月30日特許出願、平成8年6月14日設定登録。以下「本件発明」という。)の特許権者である。

原告は、平成9年4月4日に本件発明の特許を無効にすることについて審判を請求した。

特許庁は、これを平成9年審判第5425号事件として審理した結果、平成10年9月30日に「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、同年10月28日にその謄本を原告に送達した。

2 本件発明の特許請求の範囲

シリカ種粒子をアルコールとアンモニア水との混合溶媒に分散させてなる分散液にシリコンアルコキシドを添加してこれを加水分解させ、シリカ種粒子の粒径を成長させるシリカ粒子の製造方法において、シリコンアルコキシドを添加する前の分散液中の全シリカ種粒子の合計表面積(So)と同分散液中の溶液成分の合計容積(Vo)との比So/Voを300(cm2/cm3)以上とし、かつシリコンアルコキシドを添加した後の分散液中の成長した全シリカ粒子の合計表面積(S)と同分散液中の溶液成分の合計容積(V)との比S/Vを300~1200(cm2/cm3)とすることを特徴とするシリカ粒子の製造方法。

3 審決の理由

別紙決定書の理由(一部)写しのとおり(なお、審判手続における甲第1号証(本訴における甲第7号証)の特許公報を以下「引用例1」、審判手続における甲第6号証(本訴における甲第3号証)の特許公報を以下「引用例2」という。)

4 審決取消事由

審決は、本件発明と各引用例記載の発明との対比を誤った結果、本件発明の新規性 を肯定したものであって、違法であるから、取り消されるべきである。

(1)本件発明と引用例1の実施例2との対比について審決は、本件発明と引用の実施例2とを対比して、前者が「シリカ種粒子、アルコール、後者は高いに対して、後者はが「シリカを使用している点、得られるシリカ粒子について、後者者者に対してn-ヘキサンを使用している点、得られるシリカ粒子に対して、後者者であるに対しての数値範囲内に分布が重なり合わない2種類の粒径分布」を有するのに対してが存製において相違する旨認定したうえ、本件発明と引用例1の実施例2以にではいる。原料及び得られるシリカ粒子の粒径分布が相違する以上、So/Vo及びS/Vo及びS/を表別異のものである旨判断している。しかしながら、本件発明によってあることがであるには、本件発明によっておらず、本件発明によって表別であることができないから、審決のものの事項は特許請求の範囲から直接把握することができないから、審決の上記

定は、本件発明の技術内容を誤認したものである。 また、引用例1に「本発明においては粒子の凝集を防止する目的で、アルコールに 炭化水素を混合することができる。この炭化水素は、アルコールと相容性があるものであれば特に限定されるものではない。(中略)特に好ましい炭化水素の例として、n-ヘキサン、n-ヘプタン、シクロヘキサン、メチルーシクロヘキサン、ベンゼ ン、トルエン、キシレンなどがある。」(2頁右下欄10行ないし20行)と記載 されていることから明らかなように、引用例1記載の発明においては凝集防止剤の 使用は任意的な要件にすぎない。したがって、引用例1の実施例2において使用さ れている凝集防止剤としてのn-ヘキサンは必須の要件ではなく、同実施例の必須の原料は「シリカ粒子核、エタノール、アンモニア、エチルシリケート、水」の5種類とみるべきであるから、審決の上記認定は引用例1の実施例2の技術内容をも誤 認したものである。

この点について、被告は、原告は本件発明の新規性を否定する技術として引用例 1 記載の発明を援用したのではなく、引用例1の実施例2を援用したのであるから、 引用例1の他の部分の記載を援用して実施例2の技術内容の誤認をいうのは失当で ある旨主張する。しかしながら、原告は、審判手続において「本件特許発明は、甲 第1号証(特に実施例2)に記載された発明と同一であ」ると主張した(乙第3号 証の12頁19行、20行)のであるから、本件発明の新規性が引用例1全体の記 載との対比において判断されるべきことは当然である(判決注・上記甲第1号証 は、引用例1である。)。

以上のとおりであるから、本件発明と引用例1の実施例2との対比に当たっては、 凝集防止剤としてのn-ヘキサンを使用するか否か、得られるシリカ粒子の粒径分布 がどうかを考慮することなく、本件発明の特徴であるパラメータの技術的意義を検 討しなければならない。審決の上記判断は、本件発明が新規性を有するか否かの決定に必要なこの検討を回避してなされたものであって、違法である。 (2)本件発明と引用例2の実施例12との対比について

審決は、本件発明と引用例2の実施例12とを対比して、前者が「シリカ種 粒子、アルコール、アンモニア、シリコンアルコキシド、水」以外の原料を使用していないのに対して、後者は凝集防止剤としてNaOHを使用している点、得られるシ リカ粒子について前者が「お互いに分布が重なり合わない2種類の粒径分布」を有 するのに対して、後者は「単分散」である点において相違する旨認定したうえ、本件発明と引用例2記載の実施例12は、製造原料及び得られるシリカ粒子の粒径分布が相違する以上、So/Vo及びS/Vについて検討するまでもなく、全く別異のもの である旨判断している。

① しかしながら、本件発明の特許請求の範囲には、本件発明が凝集防止剤を使用 しないこと、及び、本件発明によって得られるシリカ粒子が「お互いに分布が重な り合わない2種類の粒径分布」を有するものであることは記載されておらず、ま た、これらの事項は特許請求の範囲から直接把握することができないから、審決の 上記認定は本件発明の技術内容を誤認したものである。

また、引用例2には「アルカリを加えて分散液の安定化を図らないと、シード粒子 同士が凝集して沈殿してくることがある。シード同士が凝集すると、凝集粒子の接合部分(ネック部)にも金属アルコキシド分解生成物の付着が起こるため、均一な 粒径を有する粒子が得られない。分散液の安定化を図るために加えるアルカリとしては、アンモニアガス、アンモニア水、水酸化ナトリウムなどのアルカリ金属水酸化物、第4級アンモニウム塩、アミン類などが単独であるいは組合せて用いられ る。」

(3頁左上欄19行ないし右上欄9行)、「金属アルコキシドの添加に際しては、 ヒールゾルをアルカリ性に保つようにして行なう。(中略)ヒールゾルをアルカリ 性に保つためには、ヒールゾルにアルカリを添加すればよく、具体的には、添加さ れるアルカリとして、アンモニアガス、アンモニア水、アミン類、アルカリ金属水 酸化物、第4級アンモニウム塩が単独あるいは組合せて用いられる。」(3頁右下 関に物、第4版アンピークム塩が早福めるいは相古せて用いられる。」(3月41年 欄19行ないし4頁左上欄7行)と記載され、分散液の凝集を防止するためには1 種あるいは2種以上のアルカリを添加すればよいことが開示されている。そして、 引用例2記載の発明の特許請求の範囲には「分散液をアルカリ性に保ちながら」 (1頁左下欄6行,7行)加水分解を行うことは記載されているが、そこでは、 「分散液をアルカリ性に保」つための「アルカリ」は特定されていない。そうであ

る以上、引用例2の実施例12において使用されている凝集防止剤としてのNaOHは必 須の要件ではなく、同実施例の必須の原料は「SiO2 粒子, エチルアルコール, エチ ルシリケート、水」及び「分散液をアルカリに保つためのアルカリ」の5種類とみ るべきであるから、審決の上記認定は引用例2の実施例12の技術内容をも誤認した

ものである。

この点について、被告は、原告は本件発明の新規性を否定する技術として引用例2記載の発明を援用したのではなく、引用例2の実施例12を援用したのであるから、引用例2の他の部分の記載を援用して実施例12の技術内容の誤認をいうのは失当である旨主張する。しかしながら、原告は、審判手続において「本件特許発明は、甲第6号証(特に実施例12)に記載された発明と同一である」と主張した(乙第1号証の5頁8行,9行)のであるから、本件発明の新規性が引用例2全体の記載との対比において判断されるべきことは当然である(判決注・上記甲第6号証は、引用例2である。)。

以上のとおりであるから、本件発明と引用例2の実施例12の対比に当たっては、凝集防止剤としてのNaOHを使用するか否か、得られるシリカ粒子の粒径分布がどうかを考慮することなく、本件発明の特徴であるパラメータの技術的意義を検討しなければならない。審決の上記判断は、本件発明が新規性を有するか否かの決定に必要なこの検討を回避してなされたものであって、違法である。

また、本件発明は、「粒子径分布が単分散のシリカ粒子」(甲第2号証の1頁右下欄1行,2行。なお、9欄3行ないし10欄1行には「粒子径分布が単分散のシリカ微粒子」と記載されている。)を得ること目的とするものである(ただし、審決が援用する本件発明の実施例で得られたシリカ粒子は「お互いに分布が重なり合わない2種類の粒径分布」を有するものであるため、これに複雑な分級工程を施して「粒子径分布が単分散のシリカ微粒子」を得ているのである。)。したがって、本件発明と引用例2の実施例12とは、得られるシリカ粒子の粒径分布においても、実質的な差異はない。

③ 念のため付言すると、原告作成に係る実験報告書(甲第4, 10号証)によれば、引用例2の実施例12の方法によって得られたシリカ粒子のSo/Vold329 (cm2/cm3), S/Vld323 (cm2/cm3) であり、また、同実施例においてNaOHを用いない方法によって得られたシリカ粒子のSo/Vold328 (cm2/cm3), S/Vld321 (cm2/cm3) であって、いずれも本件発明の要件であるSo/Vo及びS/Vo値を満足するのである。

第3 被告の主張

原告の主張 1 ないし3 は認めるが、4 (審決取消事由) は争う。審決の認定判断は 正当であって、これを取り消すべき理由はない。

1 本件発明と引用例 1 の実施例 2 との対比について原告は、本件発明の特許請求の範囲には本件発明が凝集防止剤を使用しないこと、及び、本件発明によって得られるシリカ粒子が「お互いに分布が重なり合わない 2 種類の粒径分布」を有するものであることは記載されておらず、また、これらの事項は特許請求の範囲から直接把握することができないから、相違点に係る審決の認定は本件発明の技術内容を誤認している旨主張する。

しかしながら、本件発明の特許請求の範囲には、本件発明において使用する原料は「シリカ種粒子、アルコール、アンモニア、シリコンアルコキシド、水」の5種類のみと限定されているのであるから、本件発明の方法が「凝集防止剤としてのN-へキサン」を使用しないことは、本件発明の特許請求の範囲の記載から直接把握できる事項である。ある要件が不要であるという否定的な表現を特許請求の範囲に記載することは本来許されないのであるから、原告の上記主張が失当であることは明らかである。

また、本件発明の方法によって得られるシリカ粒子が「お互いに分布が重なり合わない2種類の粒径分布」を有することは、本件発明の作用効果であるから、これが本件発明の特許請求の範囲に記載されていないことは当然である。

なお、原告は、引用例1の2頁右下欄10行ないし20行の記載を援用して、審決は引用例1の実施例2の技術内容を誤認している旨主張する。しかしながら、原告は、本件発明の新規性を否定する技術として、引用例1記載の発明を援用したのではなく、引用例1の実施例2を援用したのであるから、引用例1の他の部分の記載を援用して実施例2の技術内容の誤認をいう原告の主張は失当である。

したがって、本件発明と引用例1の実施例2との対比に関する審決の認定に誤りは ない。

この点について、原告は、審決の判断は本件発明が新規性を有するか否かの決定に 必要なパラメータの技術的意義の検討を回避してなされたものであって違法である 旨主張する。

しかしながら、製造方法に関するパラメータ発明は、審決が説示するとおり、公知技術と「製造原料」、「製造工程」もしくは「製造して得られたもの」が異なるならば、パラメータについて検討するまでもなく、公知技術と同一性を欠くものとなる。しかるに、本件発明は引用例1の実施例2と「製造原料」及び「製造して得合いな検討 れたもの」が異なるのであるから、本件発明の要件であるパラメータについて検討することなく、本件発明と引用例1の実施例2は全く別異のものであるとした審決 の判断手法に誤りはない。

本件発明と引用例2の実施例12との対比について

(1) 原告は、審決は本件発明の技術内容を誤認している旨主張するが、これが 誤りであることは前記1のとおりである。 また、原告は、引用例2の3頁左上欄19行ないし右上欄9行、3頁右下欄19行 ないし4頁左上欄7行の記載を援用して、審決は引用例2の実施例12の技術内容を 誤認している旨主張するが、原告は本件発明の新規性を否定する技術として引用例 2記載の発明を援用したのではなく、引用例2の実施例12を援用したのであるか ら、引用例2の他の部分の記載を援用して実施例12の技術内容の誤認をいう原告の 主張は失当である。

そして、本件発明は、引用例2の実施例12と「製造原料」及び「製造して得られたもの」が異なるのであるから、本件発明の要件であるパラメータについて 検討することなく、本件発明と引用例2の実施例12は全く別異のものであるとした 審決の判断手法に誤りはない。

(2) 原告は、本件発明は原料として「アンモニア水」を用いるものであり、か つ、アンモニア水は凝集防止剤として機能するから、本件発明と引用例2の実施例 12は原料において実質的な差異がない旨主張する。

しかしながら、たといアンモニア水が凝集防止剤として機能するとしても、「凝集防止剤としてのNaOH」を使用しない本件発明と、「凝集防止剤としてのNaOH」を使 用する

引用例2の実施例12が同一であることにはならない。

由

原告の主張 1 (特許庁における手続の経緯)、2 (本件発明の特許請求の範 囲)及び3(審決の理由)は、被告も認めるところである。

甲第2号証(特許公報)によれば、本件発明の概要は次のとおりと認められ 第2 る。

技術的課題(目的)

本件発明は、粒径精度に優れ、粒子径分布が単分散であるシリカ粒子の製造方法に 関するものである(1頁右下欄1行, 2行)

より高度のギャップ精度が求められる液晶表示装置用スペーサには、粒径精度が良 く、かつ球形で、基板上に形成された電気素子を傷付けるおそれのないものが要求 されるが、この要求を満たすものとして、シリコンアルコキシドを加水分解・重縮 合することによって得られるシリカ粒子がある(1頁右下欄4行ないし1欄6 行)

このシリカ粒子の製造方法として、シリコンアルコキシドを塩基性アルコール溶媒 中で加水分解する方法が提案されているが(1欄20行ないし24行) によって粒径が比較的大きいシリカ粒子を製造しようとすると、アルコキシドの全 量が種粒子の成長に使われず、一部(条件によっては大部分)が新たに発生した核粒子に付着して微粒子を生成してしまうので、微小粒子を成長粒子から分離するエ 程が必要になるなど、数多くの問題点がある(1欄35行ないし2欄4行)。 本件発明の目的は、従来技術の問題点を解決したシリカ粒子の製造方法を提供する

ことである(2欄5行ないし8行)。

構成

本件発明は、シリカ粒子分散液中の全シリカ粒子の合計表面積と同分散液中の溶液 成分の合計容積との比率を、シリコンアルコキシドの添加前と添加後において所定 の値に限定することによって従来技術の問題点を解決しうることを見出して、その 特許請求の範囲記載の構成を採用したものである

(2欄15行ないし19行、1頁左下欄2行ないし13行)。

3 作用効果

本件発明によれば、粒径精度に優れ、粒子径分布が単分散である液晶表示装置用スペーサに適したシリカ粒子を、効率よく製造することが可能である(9欄2行ないし10欄2行)。

第3 以上を前提として、原告主張の審決取消事由の当否を検討する。

1 本件発明と引用例1の実施例2の対比について

審決が本件発明と引用例1の実施例2は製造原料が異なる旨説示しているのに対して、原告は、審決の説示は本件発明及び引用例1の実施例2の各技術内容をいずれも誤認したものである旨主張する。

そこで、まず、引用例1の実施例2の製造原料についてみる。

甲第7号証の3頁右上欄6行ないし15行によれば、引用例1の2の15行によれば、引用例2の15行によれば、引用例2の15行によれば、引用例2の15行によれば、引用例2の15行によれば、引用例2の15行によれば、引用例2の15行によれば、引用例2の15行によれば、引用例2の15行によれば、引用例2の15行によれば、引用例2の15行によれば、引用例2の15行によれば、引用例2の15行により、ルールの15行によれば、引力を15行によれば、引力を15行により、15行によれば、15行によれば、15行によれば、15行には、15行には、15行によれば、15行によれば、15行によれば、15行によれば、15行には、15行には、15行には、15行には、15行によれば、15行には、1

することには、合理的な理由がないというべきである。 この点について、被告は、原告は本件発明の新規性を否定する技術として、引用例 1記載の発明を援用したのではなく、引用例1の実施例2を援用したのであるから、引用例1の他の部分を援用して実施例2の技術内容の誤認をいう原告の主張は 失当である旨主張する。

しかしながら、乙第3号証によれば、原告は審判手続において「本件特許発明は、 甲第1号証(特に実施例2)に記載された発明と同一であ」ると主張した(乙第3 号証の12頁19行,20行)ことが認められる(判決注・上記甲第1号証は、引 用例1である。)から、原告は、引用例1に記載された発明のうち、実施例2以外 のものも援用しているものというべきである。のみならず、引用例記載の実施例が 開示する技術内容を認定するために、引用例の他の部分の記載を参酌することは当 然に許されるべきであるから、関係なりと記述限は採用することができない。

以上のとおりであるから、引用例1から実施例2そのものだけを対比の対象として 取り出し、両者が製造原料において異なることを根拠とした点において審決は誤っ ており、この誤りが原告の特許無効審判請求を退けた審決の結論に影響することは 明らかである。

なお、審決は、本件発明と引用例1の実施例2とは得られるシリカ粒子の粒径分布においても明確に相違する旨認定しているが、この認定は、上記判断の妨げとなるものでない。

すなわち、次のとおりである。

同一の構成からは同一の効果が生じ得ることが明らかであるから、シリカ粒子の製造方法を定めた二つの発明を対比して、もし真に両者から得られるシリカ粒子の粒径分布が相違するのであれば、両者は、構成においても、それがどこであるにせよどこかで相違することになる。

しかしながら、審決の上記認定は、両者は製造原料において相違するとの前提の下になされたものであり、両者は製造原料において同一であるとの前提の下でなお、両者から得られるシリカ粒子の粒径分布が相違するか否かについては、審決は何ら述べるところがない。そうすると、引用例1の実施例2によって開示された発明のうち、凝集防止剤としての「n-ヘキサン」を使用したもの(本件発明と製造原料において同一であると解さざるを得ないことは前述のとおりである。)との関連にお

いては、審決は、得られるシリカ粒子の粒径分布の異同につき何らの判断も示していないことになるのである。

2 本件発明と引用例2の実施例12の対比について審決が本件発明と引用例2の 実施例2は製造原料が異なる旨説示しているのに対して、原告は、審決の説示は本 件発明及び引用例2の実施例12の各技術内容をいずれも誤認したものである旨主張 する。

そこで、まず、引用例2の実施例12の製造原料についてみる。

甲第3号証の7頁左上欄5行ないし右上欄3行によれば、引用例2の実施例 12の製造原料は「SiO2 粒子、エチルアルコール、アンモニア、NaOH、エチルシリケート、水」の6種類であることが認められる。しかしながら、同号証によれば、引 用例2には「分散液中のシードが凝集して合体しないように、この分散液にアルカ リを加えて安定化された分散液(以下ヒールゾルと称することがある)とする。も しアルカリを加えて分散液の安定化を図らないと、シード粒子同士が凝集して沈殿 してくることがある。シード同士が凝集すると、凝集粒子の接合部分(ネック部) にも金属アルコキシド分解生成物の付着が起こるため、均一な粒径を有する粒子が 得られない。分散液の安定化を図るために加えるアルカリとしては、アンモニアガス、アンモニア水、水酸化ナトリウムなどのアルカリ金属水酸化物、第4級アンモ ニウム塩、アミン類などが単独であるいは組合せて用いられる。」(3頁左上欄1 6行ないし右上欄9行)、「金属アルコキシドの添加に際しては、ヒールゾルをア ルカリ性に保つようにして行なう。(中略)ヒールゾルをアルカリ性に保つために は、ヒールゾルにアルカリを添加すればよく、具体的には、添加されるアルカリとして、アンモニアガス、アンモニア水、アミン類、アルカリ金属水酸化物、第4級アンモニウム塩が単独あるいは組合せて用いられる。」(3頁右下欄19行ないし4頁左上欄7行)と記載されていることが認められる。これらの記載が、分散液の 凝集を防止するためには 1 種あるいは 2 種以上のアルカリを添加すればよいことを 開示していることは明らかであり、かつ、引用例2の実施例12の前記原料のうち 「アンモニア、NaOH」がこれに該当することも明らかである。そして、前掲甲第3 号証によれば、引用例2記載の発明の特許請求の範囲には「分散液をアルカリ性に 保ちながら」(1頁左下欄6行,7行)加水分解を行うことが記載されていることが認められるから、引用例2の実施例12によって開示されている発明においても、 「分散液をアルカリに保つためのアルカリ」が必須の要件とされていることは明ら かであるが、その「分散液をアルカリに保つためのアルカリ」が「アンモニ ア、NaOH」以外のものでもよいことは、同引用例の上記認定の記載によって明らか である。そうである以上、引用例2の実施例12によって開示されている発明におい 「アンモニア、NaOH」は必須の要件ではなく、同実施例の必須の原料 は「SiO2 粒子、エチルアルコール、エチルシリケート、水」及び「分散液をアルカリに保つためのアルカリ」の5種類とみるべきであるから、引用例2の実施例12そ のものは凝集防止剤としての「NaOH」を使用しているが、そこに開示されている技 術内容を、凝集防止剤としての「NaOH」を使用するものに限定して把握することに は、合理的な理由がないというべきである。 この点について、被告は、原告は本件発明の新規性を否定する技術として、引用例 2記載の発明を援用したのではなく、引用例2の実施例12を援用したのであるか ら、引用例2の他の記載を援用して実施例12の技術内容の誤認をいう原告の主張は 失当である旨主張する。 しかしながら、乙第1号証によれば、原告は審判手続において「本件特許発明は、 甲第6号証(特に実施例12)に記載された発明と同一であ」ると主張した(乙第1号証の5頁8行,9行)ことが認められる(判決注・上記甲第6号証は、引用例2である。)。のみならず、引用例記載の実施例が開示する技術内容を認定するため に、引用例の他の部分の記載を参酌することは当然に許されるべきことは前記のとおりであるから、被告の上記主張は採用することができない。 以上のとおりであるから、本件発明と引用例2の実施例12は製造原料において相違する旨の審決の認定も誤りであり、この誤りも原告の特許無効審判請求を退けた審 決の結論に影響することが明らかである。 なお、審決は、本件発明と引用例2の実施例12は得られるシリカ粒子の粒径分布が 明確に相違する旨認定しているが、この認定は、上記判断の妨げとなるものではな い。その理由は、引用例1の実施例2に関して述べたところと同様である。第4

もなく、正当なことが明らかであるから、これを認容することとし、訴訟費用の負

以上によれば、原告の請求は、その余の点を検討するまで

担について行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。 (ロ頭弁論終結日 平成12年1月20日) 東京高等裁判所第六民事部

裁判長裁判官 山下和明

> 裁判官 春 日 民 雄

> 裁判官 宍戸 充